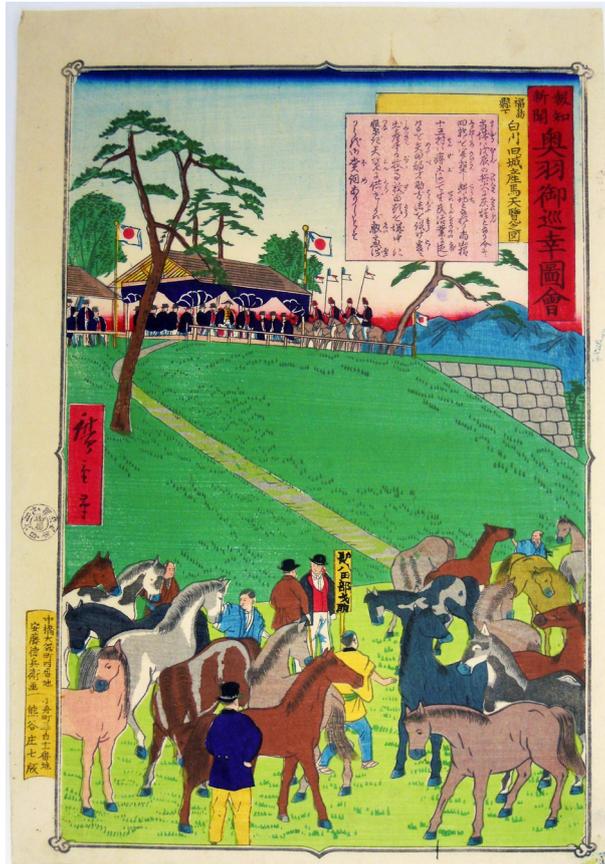


福島県史料情報

第74号 令和8年(2026)2月



「報知新聞奥羽御巡幸図会 福島縣下白川旧城産馬天覽之図」(個人蔵)

明治九年の東北・北海道巡幸の錦絵について

明治天皇の東北・北海道巡幸は、今から一五〇年前の明治九年(一八七六)六月二日から七月二十一日までの期間でなされている。この巡幸を題材にした錦絵がいくつか出版され、三代歌川広重(安藤徳兵衛)・楊州周延ちかのぶ(橋本直義)・孟齋(永島芳虎)など三人の浮世絵師によって描かれている。

大判の「報知新聞奥羽御巡幸図会」シリーズの錦絵は、中橋大鋸町四番地の三代歌川広重によって描かれ、小舟町三丁目一番地の熊谷庄七が版元として出版している。福島県内を舞台にした錦絵は、「福島縣下白川旧城産馬天覽之図」、「福島縣下桑野村開墾地図」、「福島縣下信夫橋之図」の三種類が確認されている。このシリーズでは、明治九年十月十六日付の御届日である「東京赤坂皇居御出門図」などを除けば、その他の作品のほとんどでは明治九年九月六日付の御届印が左の欄外に存在しており、「福島縣下白川旧城産馬天覽之図」もこれに該当する。

私見によれば、このシリーズの多くが、写真師であった内田九一の弟子で巡幸に随行した長谷川吉次郎や松崎晋二が撮影した写真を基にしつつ、全体の構成を考慮して一部を省略したり、あるいは創作加筆して制作されていることが分かるのである。

錦絵の構図は、明治九年六月十三日午後に長谷川が撮影した写真「白河旧城跡産馬天覽ノ図」を利用している。写真では白河城(小峰城)本丸跡に放たれた長坂村(西郷村長坂)外十四箇村の産馬千五百頭余や馬夫八百人が写っているが、錦絵では特徴のある馬や人の数を絞り、手前中央には産馬の貢献によって御前に召された白河の商人八田部才助を赤の洋装で配し、「戸長八田部才助」の表札を立てて際立たせている。奥の八幡台に設けられた野立所では、天皇がこの光景を観覧している。(渡邊 智裕)

只見川上流域の木材流送
―確立期までを中心に―

本誌第七十三号に続き、会津郡田子倉村(現只見町)を例に、只見川の流れによる会津領外への木材流送について、さらに検討を加えたい。

同村では、享保二年(二七二七)頃、幕府田島代官の下で木材流送が行なわれた。その後について、享保十九年の「奉願小舟之事」(皆川欣也家文書一二二五)によれば、享保前期の流送以後、越後国への材木出しの希望者は無かったが、会津藩預り支配期の享保十二年に出願があり、流送が実施された。その際は、津川番所(現新潟県東蒲原郡阿賀町)で黒谷組(現只見町)郷頭の通判(手形)を呈示し、領外へ出荷された。その後途絶えるも、翌年(享保二十年)春、木材で小舟を組み、越後国へ出荷するのを願っていた。結果、郷頭通判で出荷されたが、またも木材流送は途絶えてしまう。

この頃、会津領内は材木不足に陥っており、元文五年(二七四〇)、会津藩は津川番所などで杉・姫松など材木八品を留物にする。木材流送に制限がかかる一方で、延享・寛延期(一七五〇年前後)以降、田子倉村で木材流送が定着化していく。一例に、下の「乍恐以書付奉願御事」



寛延4年7月付「乍恐以書付奉願御事」(皆川欣也家文書888)

(前出文書八八八)では、寛延四年(一七五二)七月、越後国大白川村(現新潟県魚沼市)加右衛門が、津川經由で越後国への流送を願った。材は全て姫松で、角物は一尺(約三〇cm)四方で長さ三間(約五・四m)が十五本、平物は十四挺とある。流送増加と同時に、出願内容が定形化・詳細化をみせ、他の例では木材で組む船を「小丸太舟」「水舟」と呼び、材は姫松・樺・枋・朴が確認できる。また、津川番所を通ずるに、以前は郷頭通判で済んだが、当時は会津藩御蔵入役人の通判を要するよう変化し、役人が改めて墨印を押印された材のみ出荷を許された。流送頻度の増加と制度の整備が進んだ延享・寛延期こそが、田子倉村における木材流送の「確立期」であったとみている。(小野孝太郎)

寺西封元と
『子孫繁昌手引草』

中川西金之助家文書は、江戸時代に白川郡石井草村(鮫川村大字石井草)名主を務めた中川西家に伝来した名主文書で、そのなかに『子孫繁昌手引草』という江戸時代後期の木版刷りの和本が一冊存在している。

この小冊子の書誌情報は、以下の通りである。縦が二三・五cm、横が一六・八cmの縦帳で、表表紙一丁、本文三丁、裏表紙一丁からなり、紙捻で二箇所を綴じ付けた仮綴じ装订となつている。表題は表表紙に直接印刷され、角書の「邊土民間」は二行割りで円のなかに、「子孫繁昌手引草」は子持枠のなかにそれぞれ印



『子孫繁昌手引草』(中川西金之助家文書191)

刷されている。料紙の紙質、刷りの状態、装订などから地方で刷られた田舎版であると判断される。この民間教導を目的とした施印本は、特に良い書物なのに現在入手が困難なので、元本のまま再板し、地方にも広く普及させようと考えたという。裏表紙の左下には「石井草村」と墨書され、当初より石井草村名主の中川西家に伝わったものとみられる。

『子孫繁昌手引草』は、天明の飢饉によって疲弊した農村で行われていた子間引きや墮胎の悪習を戒めるため、心学の影響を受けた塙代官の寺西封元が寛政五年(一七九三)に出版した教諭書で、封元が領内の全戸に配布したといわれている。また、子間引きや墮胎が悪い理由を芋や雉子や犬などの例え話を用いて平易に説きながら、領民が自ら進んで矯正するようにした。さらに封元

は、懐妊・出産の届け出による養育手当の給付や子育て途中に臨時の小児養育金を支給する制度も設け、妊産婦や乳幼児の保護、指導医の設置なども実施して人口増加に努めた。

右側の子返し(子間引き・嬰兒殺し)の図で、優しそうな顔のこの女は、我が子さえも殺すような胸欲な女であるという。また、左側の子返しをする人の心の姿で、上辺の顔は優しげだが、本性は鬼よりも恐ろしいものであるという。(渡邊智裕)

江戸後期の白川郡での 婚礼献立の一例

白川郡宝坂村(現矢祭町) 陳野家(陳野兵三家文書五一八)は、天保九年(一八三八)閏四月十五日に行われた婚礼での献立である。本書からは、近世農村の婚礼の実態や、豊かな食文化を読み取ることができる。

まず特筆すべきは、海産物の豊富さである。たとえば、本膳前の酒宴では、鮫鱈の刺身や、鮫鱈の「とも」(腹の袋状のものなど、または肝)の吸物と鯛の吸物が並ぶ。刺身は「とも」に酢などを混ぜて揃った「とも酢」をかけた。さらに、本膳の汁に鯛のつみれが、二の膳の刺身に鮫鱈の身と「とも」が、それぞれ用いられ、三の膳の後に鯛の浜焼き、後段に鯛の潮汁と鯛の浜焼きが並ぶ。縁起物の鯛や鮫鱈に加え、鱸や鯛、鮎、鮑、榮螺もあり、海産物の豊富さは、

大津港(現茨城県北茨城市)などの漁場と、平潟街道などの物流網の存在によるところが大きい。

また、椎茸や山女といった地域の特産をはじめ、手近で集めることができた食材が多い一方、手間をかけた寄せた食材もある。一例に、本膳の皿で用いた「近江鮎」と「尾張大根」である。近江鮎は、琵琶湖産

の大型鮎の「源五郎鮎」を指し、「なれずし(熟れ鮎)」の状態である。尾張大根は、「宮重大根」に代表される尾張国産の青首大根で、甘みと水分に富む。両者は、手間を惜しまず食材を集めた姿勢の象徴である。

なお、本書は料理人名も記されており、調理に手慣れた人物が献立作成・調理を担った。料理人には区別があり、「上」と記された東館村(現矢祭町)下町・四ツ屋町の丸屋弥助が調理を統括した。「中」の同村中町の三代三郎と「下」の同村四ツ屋町の惣三郎には「脇」ともあり、弥助を補助する立場である。「下々」の山ノ井村(現矢祭町)儀兵衛は、三人の下で調理にあたった。本書は、食材に地域性がみられるとともに、豊かな食・料理文化の存在を通じて、婚礼食の実態を鮮明に描き出すものである。(小野孝太郎)



天保9年閏4月15日付「(婚礼諸料理品々)」(部分、陳野兵三家文書 518)

福島藩主帰国時における 目付の役割

福島県では、誘客促進の一大事業である「ふくしまデスティネーションキャンペーン」の十一年ぶりの単独開催を控えるなど、観光振興に注力している。これに合わせて、当館でも旅行や人々の移動に纏わる史料を紹介するトピックス展「旅する人、移動する人」を開催中である。

そこで展示中の「御帰城御道中御留」(福島藩板倉家関係文書七)は、福島藩十代藩主板倉勝頼の安政五年(一八五八)および万延元年(一八六〇)における帰国時の模様を記録した目付(助役含む)作成の御用留を、同じく目付を勤めた高橋直周が筆写し纏めたものである。故に、ただ単に藩主帰国時の在り様が書き連ねられているわけではなく、その行列に追陪する目付がいかなる業務を担当したのかを記す前例集としての色合いが強い。ここでは、安政五年の藩主帰国に随従した目付太田助作の記述に基づきながら、道中における目付の役割を見ていこう。

この際の帰国は、八月二十三日に江戸を立出し、同二十九日に福島へ到着するという七日間の行程で、奥州道中を通行するものであった。出立約四か月前の五月二日、太田

は帰国御供を拜命すると共に、「御道中御物頭・御取次・御使者」と心得るよう藩主より仰せ付けられた点は注目される。つまり帰国道中にあつては、目付の業務をこなすにとどまらず、足軽等の統率や本陣等との渉外をも管掌することとなった。

太田の多忙振りには、史料より看取できる。例えば、藩主が昼休憩・宿泊する本陣には行列に先んじて詰めておき、藩主到着時その出迎えをしている。また、利根川を渡船にて通行する栗橋関では、事前に栗橋宿本陣へ渡船の件を掛け合う役目も果たした。さらには藩主が休憩する宿場を領する大名家への使者も務めており、古河藩主土井家や白河藩主阿部家のもとへ挨拶に罷り出ている。以上のように、福島藩主帰国時の目付は、円滑な帰国を実現するために、藩主ら行列本隊との離合を繰り返しながら粉骨砕身する存在であったといえよう。(片村峰雪)



御帰城御道中御用留 (福島藩板倉家関係文書 7)

三県合併時の 公文書の引き継ぎ

福島県は今年（令和八年）、県政一五〇周年を迎える。これは、明治九年（一八七六）年八月二十一日に、当時の磐前県（主に現在の浜通りを管轄）・福島県（同中通り）・若松県（同会津）の三県が合併（形式的には福島県への併合）し、現在とほぼ同じ県域の福島県が誕生したことにならむ。

同年に内務省が定めた引継事務取扱規則によれば、府県合併に伴う事務の引き継ぎ期間は五十日であり、例えば若松県では職員が「御引渡事務整頓迄無休暇出勤取調」（「若松県」日誌）明治九年八月二十六日条、明治・大正期の福島県庁文書七六所収）をすることで対応した。

その甲斐もあり、無事に合併は整い、三県の公文書も現在の福島県へと引き継がれることとなった。その際に若松県庶務課簿書掛が作成した引継書には、当時の事情が次のように記されている。

本年二月廿日ニ至リ始メテ簿書掛規則ヲ制シ掛員ヲ定メ其専掌スル所ヲ盡サシム依之本年一月ニ沂リ盡ク該規則ヲ履踐整頓セシム是故ニ去二年ヨリ八年迄ニ係ル廳内貴重ノ文書類モ亦略々

該規則ニ準據シ編纂スヘキノ積リニテ其遺佚スル者ハ之ヲ捜ラシ其錯雑スル者ハ之ヲ整理シ専ラ繕寫編録ニ従事セシム（庶務課引渡演説書、明治・大正期の福島県庁文書一八所収）

これによれば、若松県では明治九年の初めに専門部署を設けて公文書の整理を本格化させていたが、突然の合併によって作業を中止せざるを得なくなった。そこで、簿書掛では「繕寫編録」中のものについて「謄写完全スル者」「未了ノ者」「書類未渡すこととした。

こうして、前身県の公文書は新たに誕生した福島県のものとなり、改めて一体的な管理が行なわれていく。それから一五〇年が経ち、保存年限の満了などの理由で廃棄されたものや再整理によって他の公文書と合綴されて原形を失ったものも多

い。県政一五〇周年の起点は、文字通り、新たな公文書管理の出発点ともなった。（山田英明）



庶務課引渡演説書
(明治・大正期の
福島県庁文書 18)

歴史資料館の一年

収蔵資料展は三回開催しました。

「江戸時代の出版文化」は、四月十九日から七月二十一日までの会期中で、江戸時代の板本や一枚刷りなどの出版物を展示し、当時の人々が出たのか、福島県域がどのように認識されていたのかを紹介しました。

水郡線応援「東白川郡の古文書―鮫川村編―」は、八月九日から十一月二十四日までの会期中で、水郡線沿線地域（東白川郡）ゆかりの古文書を

取り上げた連続展示の第二弾目の展示です。鮫川村にゆかりのある古文書のなかから、寺西封元の小児養育政策、隣村との境争論などに関する資料を展示しました。「新公開史料展」は、十二月十三日から三月二十二日まで開催中で、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十六集に収録された伊達郡藤田村ゆかりの商家に伝わった「二文字屋文書（その二）」および伊達郡小坂村の旧家に伝来した「高原庄一家文書（その二）」のなかから代表的な歴史資料を紹介しています。

移動展では、十月三日から十一月五日まで「明治時代の白水阿弥陀堂」を福島県立図書館で開催し、明治時代の白水阿弥陀堂の修理や日本

美術院による堂内の仏像の修復に関する公文書や古写真を展示しました。十月二十五日には、当館学芸員が福島を生きたる講座第二回「明治時代の白水阿弥陀堂の修復と日本美術院」という研究報告を行いました。十一月十五日の地域史研究講習会

は、三春町の三春交流館「まほら」にて、大橋幸泰早稲田大学教育・総合科学学術院教授による「島原天草一揆の記憶」という講演と、当館学芸員による「江戸時代から明治時代にかけての阿武隈川上流域の舟運」という研究報告をしました。

古文書講座は、やや中級者向けとし、八月四日・八月十九日・十月二十二日・十一月五日の四回実施し、「堀江正樹家文書」にある江戸時代初期の米沢藩に関する武家の古文書をテキストとして用いました。資料閲覧については、昨年度から通常の閲覧体制に戻しました。

福島県史料情報

第 74 号 令和 8 年 2 月 25 日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.fcp.or.jp/history/>

E-mail history@fcp.or.jp